

地域医療支援病院の承認に伴い、 初診時・再診時選定療養費 が変わりました

『地域医療支援病院』とは・・・

地域医療支援病院とは、地域の診療所・クリニック等では対応困難な専門的な治療や高度な検査、手術等を行う「地域完結型医療」の中心的役割を担うものです。

当院は、平成30年10月30日付けで愛知県知事から地域医療支援病院の承認を受けました。

200床以上の地域医療支援病院は、患者さんに一定額以上の金額をご負担いただくことが義務化されています。この制度に基づき、当院では以下の料金をお支払いいただきます。

紹介状なしで当院を受診される場合、
医療費とは別に以下の料金がかかります。

初診の方	医科	5,500円（税込）
	歯科	3,300円（税込）

初診時に紹介状をお持ちでない患者さんが対象です。

再診の方	医科	2,750円（税込）
	歯科	1,650円（税込）

他の医療機関への紹介を受けたにもかかわらず、患者さんの都合により再度当院を受診した場合が対象です。受診の都度、上記の金額をご負担いただきます。

次に該当する方は、選定療養費のご負担はありません。

- ①他の保険医療機関からの紹介状を持参された患者さん
※接骨院・整骨院からの紹介状を除く。
- ②救急搬送が必要と認められる患者さん
- ③当院の別の診療科（歯科口腔外科を除く）に通院中の患者さん
- ④医科と歯科との間で院内紹介された患者さん
- ⑤検診（健診）等の結果により精密検査が必要となり受診される場合
※検診（健診）等の結果が、経過観察の場合を除く。
- ⑥外来受診後、そのまま入院（緊急入院）となった患者さん
- ⑦治験協力者の患者さん
- ⑧労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者さん
※保険証忘れによる自費診療を除く。
- ⑨国、愛知県、東海市・知多市などの公費負担医療を受給している患者さん
- ⑩生活保護制度による医療扶助を受ける患者さん

当院を受診される際は、紹介状をお持ちいただきますようお願いいたします。

病 院 長